

# 高山寺藏定真本とその國語資料としての價値

小林芳規

## 一、鎌倉時代語資料としての定真本

洛西柵尾高山寺には、鎌倉時代に書寫又は刊行した典籍が約七千七百點を現存する(注1)。これは、高山寺經藏に現存する典籍の總數、約一萬三千點の中の過半数に當る。高山寺における教學活動が、明惠上人とその弟子達を中心として、鎌倉時代に盛行したという、高山寺の歴史から見て、當然といえよう。

それらの中で、主要なものは、方便智院の開基である空達上人定真とその弟子達の書寫した典籍であり、中でも、定真の書寫本は、一個人の書寫した文獻として多數を傳存するという量の上からも、鎌倉時代語研究に資するといふ質の上からも、中心となると見られる。定真の書寫識語を持つ典籍、及び筆跡等から定真筆と推定せられる典籍を、『高山寺經藏典籍文書目録』(注2)から拾

い出すと、計六百點が數えられる(内、定真筆と推定せられた本は一百十六點である)。

この六百點の典籍を、その訓點本(ヲコト點使用文獻、假名點本、句點等のみの文獻)、片假名交り文、無點本という觀點から分類し、それぞれに點數及び全體に對する割合を示すと、凡そ左のようになる。

- (一)ヲコト點使用文獻……………九〇點(15.0%)
- (二)假名點本の文獻……………一一一點(18.5%)
- (三)句點等のみの文獻……………一九點(3.2%)
- (四)片假名交り文の文獻……………一九六點(32.7%)
- (五)無點本の文獻……………一八四點(30.7%)

(括弧内の數字は定真本全體に對する割合を示す)

これを、高山寺經藏の鎌倉時代書寫の典籍の總數、七千七百點について、その訓點本(ヲコト點使用文獻、假名點本、句點等のみの文獻)、片假名交り文、無點本とい

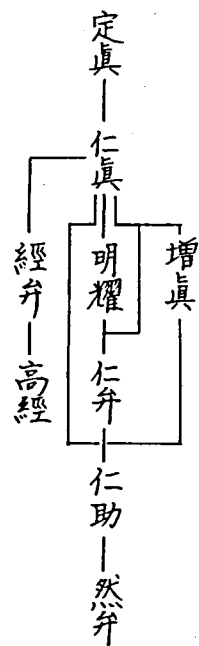
う観點から分類し、それぞれの點數及び全體に對する割合を示した、次揚の、

- (一)ヲコト點使用文獻……………一〇五七點(13.7%)
- (二)假名點本の文獻……………一六四〇點(21.3%)
- (三)句點等のみの文獻……………一四九點(1.9%)
- (四)片假名交り文の文獻……………一五九〇點(20.7%)
- (五)無點本の文獻……………三〇四六點(38.6%)
- (六)その他……………二二三點(2.9%)

に比較すると、片假名交り文の文獻における兩者の割合の間に一〇パーセント餘の差はあり、各項の間に多少の出入りはあるが、全體に比率の傾向は似ている。定真本の點數は、鎌倉時代の典籍の總數の一割弱に當るから、訓點本・片假名交り文・無點本という分布状態から見て、定真本は、鎌倉時代の典籍を一割弱に壓縮した觀がある。従つて、定真本を調査し分析、考察することによつて、高山寺經藏における鎌倉時代の典籍の概要を、訓點という觀點からではあるが、窺うことが出來ると考えられる。

定眞の教學は、仁眞(定眞の弟子であり、方便智院の第二代)及びその弟子達によつて、次のように傳えられ

ている(注3)。



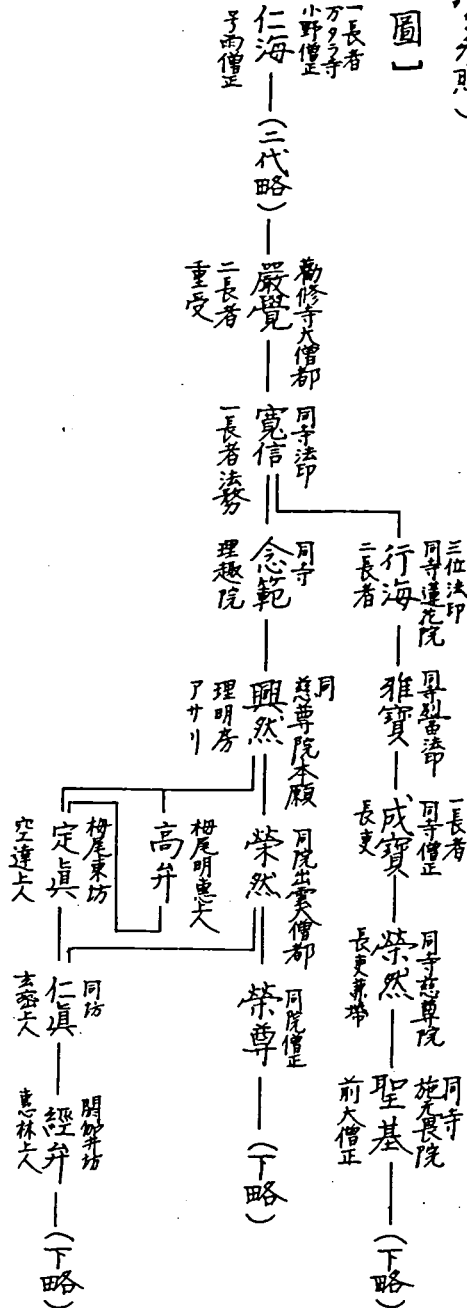
しかも、それぞれの僧の書寫した典籍が、高山寺經藏に現存しており、鎌倉時代の典籍の重要部分と占めてゐる上に、これらの多くが定眞の書寫本に基いてゐるから、この點から見ても、定真本が高山寺經藏の鎌倉時代の典籍の代表的な位置を占めてゐると言えよう。

## 二、定眞の經歷

空達上人定眞は、明惠上人の高弟であつて、高山寺の方便智院の開基である。その教學は、初め、勸修寺の法統と、同寺の理明彦阿闍梨興然から受けてゐる。「勸修寺流又號梅尾流」その二(注4)によると、その法脈は次頁の第一圖のようになる。このことは、高山寺經藏に現存せられる多數の定眞書寫本からも裏付けられる。即ち、その諸本の識語によると、定眞が勸修寺の興然及び榮然から、直接又は書寫本によつて、傳授

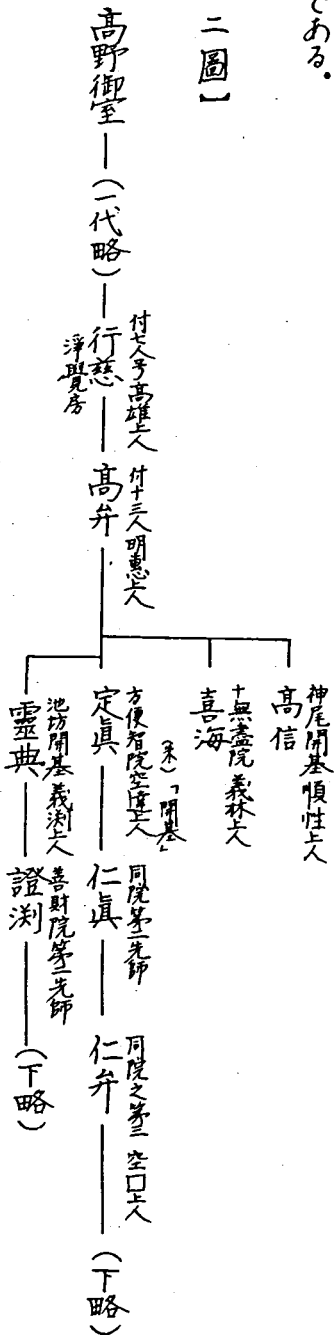
され、書寫してゐる事情がよく知られる。(本稿末の、  
定真年譜を参照)

【第一圖】



一方、定真が明恵上人の高弟であつたことは、「廣澤  
血脈杵尾流」(注5)によつても、第二圖のようであり、  
明らかである。

【第二圖】



定真は、明恵上人よりも年齢が一つ下であって、明恵上人の弟子となったについては、第一圖からも知られるように、共に勸修寺の興然を師としたところによる。

定真の経歴については、高山寺經藏に現存せられる定真本の奥書、識語が主要な資料となる。それに基づいて作成したのが、本稿末に掲げた「定真年譜」である。その中から、主な事項を示すと、左のようになる。(①③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲)

(一)、定真の書寫本は、二十一歳の建久五年(一一九四)から存する(①)。その頃、神護寺に住し、教學は、勸修寺興然から傳授されている(②③④⑤⑥⑦)。建久八年(一一九七)の興然より傳授された識語によると、「円法房」と稱した(⑧)。

(二)、明恵上人に師事するようになった時期は、遡くとも定真が三十歳の建仁三年(一一二〇。三)七月と見られる(⑩)。「建仁三年七月廿九日、自紀州上人御上洛船中傳受」とある定真自筆本の示すところは、明恵上人の建仁三年十月の夢記の中に、「円法房(定真)」が出て来る(注6)のと、時期がほぼ符合する。文献(⑩)は夢記の證よりも三ヶ月溯らせる。

この年、建仁三年の十一月には、興然が八十四歳で示寂している。

定真は、引續き明恵上人から、翌年又は翌々年の、「元久之比」(元年が一二〇四。元久は二年まで)に、「不動獨古印事」「智拳印事」等につき、傳授され、「明恵上人の語るところを」「即時記之定真」と書き留めている(⑪)。「梅尾御物語」(定真が、明恵上人の講義、談話などを書き留めたもの)にも、建暦三年(一二一三)十月十九日に大日經の講義を明恵上人に受けた記事があり、「定真年譜」によれば、建保四年(一二一六)四月二十四日にも梅尾において「對明恵房て、道場觀等を傳受している(⑭⑮)。

(三)、興然の密教教學の受學は、引續きその書本の書寫を通じて行われており、特に、定真が四十四歳の建保五年(一二一七)から四十七歳の承久二年(一二二〇)頃に盛んであった。(⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲)

(四)、定真は、四十七歳の承久二年七月五日には、神護寺の住僧であった(⑳)。しかし、寛喜元年(一二三九)には、高尾に還住しない旨の起請文を書いている。

(五) 寛喜四年(一一三二)正月十九日に明恵上人が六十歳で示寂した。その時、定真は五十九歳であった。

この直前の、寛喜二年(一一三〇)と三年の一兩年は、明恵上人の傍にあつて、「上人御房御口決」を梅尾において書寫し(51)(52)、又、「梅尾御點本」を書寫している(53)。

(六) 明恵上人の示寂後は、勸修寺の興然や榮然の本を書寫し研鑽する一方、他人の誂えによつて、自草するものが目立つて来る(56)(57)(58)(59)(60)。但し、興然や榮然の御説に基いてゐる(57)(60)。

(七) 建應元年(一一三九)六十六歳の頃から、定真は、その書寫本の奥書、識語に自らの年齢を記すことが多くなり(58)(59)(60)(62)(64)、時に「可哀之」などの文字を記している(55)(57)(60)(61)(62)。

(八) 寶治元年(一一四七)七十四歳の定真は、病の中をおして、或書を見て書寫している(65)。

(九) 定真の書寫本は、建長元年(一一四九)七月十八日に書寫した「御衣木加持作法私記」しまで現存している(66)。

(十) 定真は、建長二年(一一五〇)八月二日に七十七歳

で示寂した。

### 三、定真本のヲコト點資料

定真書寫本のうち、ヲコト點を使用している文献は、第一節に述べたように、九十點に上る。それを、ヲコト點の種類から見ると、東大寺三論宗點を使用したものか、又は圓堂點を使用したものかの、二種類ののみであつて、他の種類のヲコト點を使用したものを見ない。右の二種類を點數の上から見ると、

東大寺三論宗點を使用したもの……………七十一點

圓堂點を使用したもの……………十九點

となる。これに對して、高山寺經藏の鎌倉時代の典籍のうち、ヲコト點を使用しているものについて、どのようなヲコト點の種類が使用されているかを見ると、東大寺三論宗點(七〇三點)、圓堂點(二八一點)、淨光房點(二〇點)、喜多院點(二〇點)、寶幢院點(一一點)、中院僧正點(一一點)、博士家點(六點)、西墓點(四點)、仁都波迦點(一點)の九種類を數える。このうち、淨光房點以下の七種類のヲコト點は、點數が少いものであり、これが定真本では全く使用されていないもの

である。

定真本が使用しているヲコト點の二種類のうち、東大寺三論宗點を用いた文獻は、七十一點という點數を有して注目せられる。この東大寺三論宗點の文獻の性格を見るに、すべて勸修寺の教學を傳えたものである。即ち、その大部分は理明房興然から受學したものであり、

一部に興然の弟子の榮然の書本によって受學したものを含んでいる。これらの訓點の加點状態は、ヲコト點が星點本位である上に、假名もさして多くなくて、粗點のものが多い。聖教としての内容も、作法、次第に關するものが中心である。従つて、文獻一點當りの言語量も少いものが普通であつて、國語資料としての價值がやや劣るものが多い。その上、訓點そのものが、興然やその師たる寛信らの訓點の移點本であつて、定真の言語そのものと見難いとミろに、國語資料として扱う上での注意點がある。

一方、圓堂點の文獻は、十九點があるが、いずれも、奥書・識語を缺くので素性が詳かでない上に、訓點そのものが粗點であり、又、斷簡であるために、國語資料としての價值は更に劣るものである。

これらに對して、定真自らの草した文獻は、ヲコト點は用いず、片假名交り文に據つてゐる。定真の用いた片假名交り文は、自草本の他にも認められ、その點數は、定真書寫本の中でも、一九六點、三二、セパーセントを占めており、ここに、當代の國語資料としての價值が、より多いようである。

#### 四、定真本の片假名交り文文獻

定真書寫本のうちの、片假名交り文の文獻を、教學上の系統という點を考慮して、分類すると、次のようになる。

1. 勸修寺の、興然（又は榮然）の書本を書寫したものである。
2. 明恵上人の講義・談話等の聞書
3. 自草の備忘等

これらの、それぞれについて、以下に簡単に述べよう。

1. 勸修寺の、興然（又は榮然）の書本を書寫したものである。例えは、

○<sup>(P. 10. 11)</sup> 飛山索法 一帖 第三部27號 建保五年寫

(例文)「不空羅索ト申事ハ索ハク慈悲ノ索也世間  
カリ スナトリノ魚綱乃ノ至鴈繩ニハ 魚鳥自  
在漏事此觀音慈悲羅索ニハ一人モ不漏」

(興書)「建保五年八月廿日以理明房阿闍梨御房本  
書之 求法沙門定真」

における片假名交り文は、その興書によれば、理明房興  
然の本を定真が書寫している。

○<sup>(P. 11)</sup> 水口傳 一帖 第三部27號 建保六年寫

(例文)「我三衣箱ヲヤ 御室ヤ寛助ニミセケテハムルム」

(興書)「建保六年二月九日書之ノ付世事清水寺邊  
經廻其間晝依無暇夜ニ終功了 偏為興隆

也ノ 以理明坊阿闍梨御房自筆本所書寫也」

これは定真の署名はないが、筆跡等から定真本と推定せ  
られる。これらは、定真が興然本の表記を片假名交り文  
に改變したのではなく、後例の内容等からすれば、既に  
親本からこの表記であったと見られる。

「一字金輪王法」(第一部44號) 一帖も片假名交り文  
を含み、寛元四年に定真が書寫した本で、その興書と有  
するが、親本は長承三年(一一三四)に勸修寺法眼寛信

が記した本を興然が書寫したものである。従ってその片  
假名交り文は、寛信に出ている可能性があり、定真は書  
本によってこれを踏襲したと見られる。

定真の片假名交り文で、年時の早いものとしては、建  
久五年(一一九四)八月廿二日の定真二十歳の文獻(①)  
がある。この文獻は、高山寺經藏に現存する定真本の最  
も年時の早いものである。この本は定真が神護寺におい  
て興然より受學したものである。片假名交り文は、「次  
赤色ノ覆面ヲ冠頭ニ以アケノ糸ノ繩ニ其ノ上ヲ結フル  
のようである。次いで、建久八年(一一九七)七月十六  
日の定真二十三歳の文獻(②)がある。その興書によれ  
ば理明房阿闍梨御本を寫し「奉傳受」したものである。  
これらによれば、定真は、片假名交り文による表記方式  
というものを、勸修寺の興然等より修得したが、少くも  
その書寫本を通じて次第に親しんで行つたかと考えら  
れる。

尚、興然の片假名交り文を、定真が書寫したもののう  
ち、注目される一つに、「類秘抄」(第二部27號)二帖  
がある。その第一帖「工」の興書に、

本云ノ仁平三年(一一五三)六月十二日於御房西部屋

以法務御房御草葉本書了 勸修寺住僧 智海ノ即文會  
承久二年(一一三〇)三月二日於佐女牛宿所申刻計書之

高尾寺住僧 定真

とあり、「類秘抄」(第一部19號)三帖も、仁平四年(一一五四)二月四日に智海の書本を、定真が承久二年正月十六日に船中で書寫したものであり、この中に「三寶繪下云経云正五九月ニハ帝尺南閻浮提ニ向テ衆生ノ所作善惡ヲ注ス此月ニハ沐浴潔齋シ諸善事ヲ行云々可勘本」と三寶繪詞卷下の片假名交り文の引用がある(注3)。

## 2. 明恵上人の講義・談話等の聞書

定真本の片假名交り文のうち、明恵上人の講義や談話等の聞書は、「定真年譜」の⑩⑪⑫⑬⑭⑮がある。それらは殆ど片假名交り文である。このうち、年時の早いものは、⑭の建仁三年(一一三三)七月廿九日自紀州上人御上洛船中聞書で、「即日記之定真」なるもので、その文例は、  
護身法ノ被甲印ニ似タリ 但大指チカヘテ傳スト云々  
のようなものである。この文獻が定真の明恵上人に師事したことを示す、最も早いことを示すものであることにについては、前述の通りである。

次いで、⑩の「元久之比紀州ニテ傳之了 即時記之定真 上人御房御物語云」に始まり、

左頭指ヲ右ノ頭指ニ合テ理智冥合印ト習ト云説アレトモ未見説所 常トハ頭指ノ初分ヲニキルト説ケリ  
サレハ我ハ只初分ヲニキル也ト云々

のような文例を持つ文獻である(右の二文獻の全文は、「明恵上人資料第一」に翻刻して所収)。

「梅尾御物語」によると、建暦三年(一一三三)十月十九日より梅尾御房において、大日經疏の談義を受けている。

明恵上人自身も、當代の新しい文章表記方式としての片假名交り文を用いている。歌集や夢記は無論、他にも「華嚴唯心義卷上」(第四部一〇一函7號)にも窺うことが出来るし、「華嚴一乘教分記卷上」(第一部220號正三)では、輿書にまで片假名交り文が用いられている。

(前略)末學系惜可被思也於紀州山中巖上菴室記之成并  
于時西海以外ニナキタリ船少マアリ

此本ハ文字以外多紕謬無吉本故不直之也

建久八年壬六月四日今夜口西海ニ入ツルヲ船口見口見  
のようである(「明恵上人資料第二」の口繪寫真参照)。  
明恵上人の同行の弟子達も亦、積極的に片假名交り文



を書き、その文獻を殘している。例えは、義林房喜海には、「高山寺明恵上人行狀」(假名行狀)があり、「明

恵上人神現傳記」(貞永年中一三三三—一三三三)がある(注9)。又、順性上人高信は、納富常天氏によれば、「

光言句義釋聽集記」(解脫門義聽集記)の聞者作成者とされている(注9)。又、長圓には「却廢忘記」二帖(文

曆二年、一三三五)があり、禪淨房には「上人之事」一冊(安貞二年、一三三八、寛喜元年、一三三九)がある(注10)。

定真が、明恵上人の講義や談話を片假名交り文で記すについては、明恵上人の聞者という事柄にも依るうが、

明恵上人とその同行者の間に片假名交り文が盛んに用いられたことも保つておらう。

明恵上人の講義や談話を、定真が片假名交り文で記した文獻のうち、質量の上からは目されるものに、「梅尾

御物語」上下二冊(第一部必読)の鎌倉中期寫本がある。その他、④「道場觀等」(第四部八六函9號)一卷は、

建保四年卯月廿四日夜半計於梅尾奉對明恵房阿闍梨御房傳受之了

定真記之  
の與書と持ち、

求願復言ヲ書テ又イクム也さて左右了端ハ

庵古了二字ヲ可書也  
などの文例を含んでいる。

### 3. 定真自草の備忘等

定真が自ら草した文獻は、年譜によれば、その晩年に多い。そこにも片假名交り文が用いられている。

⑥の「逆順加持作法」(第二部必読)一卷には、前後ノ供養物ヲ逆ニ撫渡セ云々

などの文例を含み、その與書に、  
仁治元年十月之比依或人之御不審記之

定真 于時年六十七 可哀之  
とある。又、「眞如親王事」(第四部九八函47號36)は

與書を缺くが、定真の筆跡で、薄手楮紙の豎紙(紙に、左の記事がメモ風)に書付けられている。(全文)

或人物語云  
眞如親王ハ平城天皇御子也 平城ヲハ奈良ノ御門とし申

大同四年ニ平城天皇依御病重ニ嵯峨天皇東宮日渡給之間位ヲハ

嵯峨天皇ニ奉讓高岳ノ御子ヲ

東宮ニ被立シ嵯峨天皇 城移

事<sup>ニ</sup>依<sup>テ</sup>天<sup>(平)</sup>城<sup>(平)</sup>嵯峨<sup>(平)</sup>と御中

よあらずまわぬ其間東宮高梨

親王<sup>ヲ</sup>おろして嵯峨天皇<sup>ノ</sup>御

舎弟<sup>ト</sup>大伴<sup>ト</sup>御子<sup>ヲ</sup>東宮<sup>ト</sup>其後

入唐<sup>ト</sup>渡<sup>ル</sup>給<sup>ル</sup>弘法大師御弟子<sup>ニ</sup>真如

親王と申

平假名をも交え、明恵上人の夢記の表記にも通ずる。こ

れらは、定真も日常の備忘りをも書付けるのに常用の文章として用いていたことの一端を示すものであろう。

定真自草の備忘で注目せられるのは、「定真備忘録」

(最後臨終行儀事)(第四部一四八函27號)であり、

本云寛喜四年三月日只為備自廢忘恐忘之是徳海之一滄

九牛之一毛也敢不可及他見而已 定真<sup>(平)</sup>キ九

と興書にあるものである。本文は漢文に墨假名等を施した

たものであつて、この寛永九年の寫本が原本の表記を傳

えているとすれば、定真は、備忘の記録にこのような漢

文をも用いており、その一方で右掲のような片假名交り

文章とも使用しているのである。

### 五. 定真の學問とその言語の特徴

定真が書寫した本の内容は、「定真年譜」の書名から

も窺われるように、作法(①尊勝法、②五字文殊法、③

仁王經法・宮中正月後七日御修法など)や次第(④尊勝

佛頂次第、⑤五大虚空藏私次第、⑥水天供次第など)な

どが、全體の主要部分を占め、文獻一點の言語量も少い

ものがまであり、中には切紙・堅紙などの一紙一通物も

多く、定真本の點數も多くしている。これに對して、大

日經とか妙法蓮華經などの聖教經典を讀解し、加點す

るといふようなことは、現存本からは見出すことが出来

ない。恐らく、定真の學問上の關心が右のような方面に

強く存していた、結果として現存の定真本と見ることが

出来るであらう。

その教學も、前節までに述べた如く、勸修寺の興然や

榮然について、その書本を書寫し、一方、明恵上人の

講義等を受けることが中心であり、これに自らの研學

の結果としての備忘等を残している。従つて、定真本

と、國語資料として扱う場合にも、そのような定真の學

問上の性格を考慮する必要があるであらう。

ここでは、定真の書寫本に見られる國語の事象のうち、

その特徴と見られる諸點の中から幾つかを取上げ、表記

・音韻・語詞・位相語について述べ、中世語法・言語生活にも觸れる。

(一) 定真本の表記について

(1) 片假名字體

定真の使用した片假名字體は、左の圖のように歸納せられる。文獻による偏りというものは、さしてないようである。訓點本にも片假名交り文にも用いられる。

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
ナ	ニ	フ	ヘ	ホ	バ	ビ	ブ	ベ	ボ
サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	テ	ト	
ヤ	ユ	ヨ							
ワ	ヰ	ヱ	ヰ	ヱ	ヰ	ヱ	ヰ	ヱ	ヰ
シ	カ	メ	チ	コ	ト	ク	ケ	コ	

(△印の字體は一般的でないと認められるもの)

この片假名字體のうち、「ㄣ」(カ)の筆畫(一)が注目せられる。他の字體は、鎌倉時代の當時として普通に見るものであるが、「ㄣ」は特異なのである。明恵上人の所用字體は普通の「ㄣ」であり、その同行の字體も、例えは長圓の却廢忘記も、喜海の高山寺明恵上人行狀(假名行狀)も施無畏寺本によれば「ㄣ」、高信所作という光言句義釋聽集記も正元元年本によれば「ㄣ」である。このやや古態と見られる字體を、定真が常用しているのは、その親本となった興然の書本の影響も考えられるところであるが、興然の所用假名字體の整理が出来ていないので、その關係は未詳である。

(2) 返點について

返點は、訓點本が中心であるが、片假名交り文にも用いられる。そこでは、平安時代の佛書に見られる形式と同じ用法であり、特に一字の返讀に對しても、「ㄣ」(星點の返點)を用いている。ただ昔見では、唯一例だけ、雁點の使用が拾われた。「寶樓閣法口傳梅尾」(第四部一三九函ハ號)一卷(片假名交り文を含む)の朱點に、

急當至心向佛瞻仰<sub>シテ</sub>竭誠<sub>ニ</sub>

とあるものである。古用によりながらも、一部に新形式

が見られるわけである。

(二) 音韻について

(1) 撥音の m と n との表記

國語音、漢字音ともに、撥音の m と n、韻尾の唇音と舌音とを、m が「ム」、n が「レ」で表記されており、混用例は極めて少い。(用例はその文獻の「部」(五五五四)で示す)と函番號(二)等の漢數字と函内の整理番號(一)等の算用數字)で示す)

○國語音

m: 豈異人乎 (E120) サテヤ候ラム (四九六九)

奉接 (ウエムシマツル) (四七〇六) コマカニキサムテ (四二〇二二)

籍 (三三九) 時雨翅 (二二四) 挾諸花果 (二二〇)

n: 何 (四二七三) ナレトカキ (三三九)

(道例) 云ハレカ為也 (四二八五) 況 (二五)

○漢字音

m: 澹之字 (三九二) 達一監 (四九八七三)

n: 穿惣 (E120) 酪餅 (E120) 旋舞 (E118) う前

(E118) 芸臺 (E24) 消珍 (E23) 因 (E24) 益除

(E118) 研數 (E118) 疲倦 (E118) 典樂頭 (五三)

(2) 音便

活用語の音便は、全體としては少く、原形の使用が目立っている。例えは、

一、造花事 常授者沙汰

(略) 青ハ移花ヲカリヤスヲニテアツクテ花ヲトキテ

椿ノアクヲタレテスコシ指ヲ染之

黒ハ移花ヲ水ニテトキテ只<sup>深通</sup>染之黒見ル也

一、齒木事

(略) サキノヲリタル上ニ押<sup>マシ</sup>纏<sup>マシ</sup>テ左右ノ端ヲ取テ前ノ絹

ワナヨリ上サマヘサシトラシテヒキ出ス也

(略) 一色ヲヘヲハリテ糸ノハシメ糸ノハテノ一所

ナル方ニ紙捻ヲサシトラシテヒネリテ置之

(寛喜元年勸修寺灌頂日記) 四一九三、寛喜元年

の文章においては、音便になりうる環境にあるものか、

一つも音便になっていない。

音便の別は、次の程度である。

師子奪迅印 (五五五) 反閉 (四三三) 怨嫉 (四三三)

渾汗 (四八三) 羣機 (四九八七三) 手腕 (四八三)

達靴 (四三三) 憤心 (四二八五) 准臍 (四二七三)

(道例) 晉軍 (五九二)

① 畫像 (四七六) カイテ (四九八) トイテ (四七五)

② 持符 (五二四) 杖 (五三〇) キサムテ (四二〇)

③ 覺 (一四二)

④ 拚 (五二〇) 威光 (五三〇) 削 (五二七) 握 (五二九)

⑤ 擧 (五二二) 絶 (五二二) スカテ (四一八) 冠 (四六六)

⑥ 相絞 (五二四) 從 (四六六) 隨 (四六三) 稱 (四六六)

⑦ 行 (四三三) 應 (四二〇)

(3) アクセント表示 (和語の差聲)

定真本には、陀羅尼を表わす漢字に聲點を差した例が多い。一方、和語に聲點を差した例も左のように拾われる。

○ 瓶貯 (五二二) 以淨水 (五二〇) ○ 箋云式用也 (五二二)

○ 俱縁菜 (五二二) カフチ也 (四二五)

○ 三天扇 (五二二) カモハネクミルヤクモイナリ (四二〇)

又、字音語を片假名で表記しそれに差聲したものもある。

○ 連聲轉聲と云テ數ミトカキテ (五二四)

○ ハサラサトハ等者男聲 (五二四)

明惠上人の同行の文獻に和語等に差聲例の目立つことについては既に指摘したとこみである (注リ)。

(三) 語詞について

定真本の中に漢語が用いられていることは、當代としては當然のことであるが、振假名を付したものによつて、そのよみを明らかにすることが出来るものがある。

○ 今生ニハ心猶預 (五二四) ○ 事業成ハスレ (五二七)

○ 懇篤ノ志 (四八三) ○ 心不愛猶疎遠也 (四三三)

○ 箭遠方物射留 (四三三) ○ 心切故 (四三三)

(四) 位相語

定真本が漢文訓讀語を用いるのは當然であつて、「當」(五二二)などの再讀表現や、「況ニ地獄ヲヤ」(五二四)の呼應や「密」(五二二)の副詞があり、その他の類例も多い。

使役の「令」等は左のように再讀表現にしている。

一切如来、令瑜伽者獲得不退轉 (五二八) 延應三年に定真

が「依或人之御詔て草した書あり」

これに對して、所謂和文語も多く用いられている。

○ 頻迦と云鳥アリ始メ何ナリケムト訪ハ、郷ノ中ニ午在ハ、衆鳥ノ

音勝タル者、有レ (四六八) 裏書 (傳法灌頂作法私記)

○ 次教化ノ寺ハ石山ト云 松ノ齡ヲソ祈リ給ケル

(四三三) 平座經懺養作法)

これらは教化であるから當然であるが、作法次第を片假名交り文で書いた文章にも、

○ハシメテ反許ナントカキ又ヲハリナントニカクヘキ也云々

○(裏書、朱書)白カモ赤カモ一分ツ、イレツレハアラクサクテ  
味ワロキアイタ赤カ、ノ代ニハ普通通ヲ香ヲスコシト云々

(五八) 承元四年於佐女牛、定真書寫)

「ナンド」「クテ」などが用いられる。「ミセタマハムスラム」(前掲)、「多カキ」(五五)、  
「タケル様ニテ」「別ノ糸ニテ」(五六)など多く見られるのである。

(五) 中世語法について

鎌倉時代の片假名交り文等には、所謂中世語が屢々用いられている(注12)。明恵上人及びその同行の文獻についても同様であった。しかるに、定真本には、この種の語例は極めて少い。管見では、連體形が終止形の終止用法を兼ねたと見られる、次の例を見出したに過ぎない。

觀<sup>セヨ</sup>三昧耶身寶珠ト秘シテアソハサレタルト得也云々

(四一七三) 承元四年仁王經法事(堅紙)

定真の用語が、片假名字體に「了」を用いるなど、古用を

傳えていることと關係があろう。

(六) 言語生活に關して

定真本の中には、古辭書や漢籍などを引用している。

一切經音義云續經在後反說文續帛也謂帛之想也

(四九八) 增經事、切紙、全文)

標ノ東宮切韻云陸法言云陟格反沙門清徹云手度也

(一〇一) 類秘抄、承元三年定真寫)

その他、「花嚴音義上云」(五二)、「玉篇云」(五二)や、「論語」(五三)、「漢書」(五五)、「詩云」(五九)などあり、

その中には佚書も含まれている。

又、定真本の中には、言語事象の觀察に關する記事

も見られる。

サテハトカキテサテワト讀カ如シ(四四)

ハ行轉呼のミトトついで記している。前掲の「連聲」「男聲」なども悉曇の術語に基いているが、關連するものである。

定真年譜

下欄ノハ片假名交文スシテ金ノ  
マ、ニハト點係用テ久々論實點  
假名點本、無點本ヲホス

承安四年 二七四	誕生		
建久五年 二九四	① 八月廿日於禮講寺奉傳此秘法了、興然行慈定真	四六二	〇
建久六年 二九五	② 潤八月一日賜理明房阿闍梨御房御本、如形書了、定真奉本	工 178 萬勝保原第 理傳	〇
建久八年 二九七	③ 八月十八日於神護寺奉受了	工 180 萬勝法藏益	〇
	④ 壬六月十七日授阿法房定真了、興然	工 175 大虛空藏私 次第	〇
	⑤ 七月十六日以理明房阿闍梨御房御本寫之奉傳受了	四 112 題未詳	〇
	⑥ 九月十七日奉傳定真本云興然	工 323 五字文殊法	〇
	⑦ 十月廿日辰朝程於澄下書了	工 121 肝要抄北斗	〇
建久九年 二九八	⑧ 五月九日書了定真本、興然注	工 157 護身法	〇
	⑨ 十月七日理明房阿闍梨御房奉傳之定真、本云興然	工 229 水天供次第	〇
建仁三年 一一〇三	⑩ 七月廿九日、自紀州上入御房御落、船中傳受日記、即日記之定真	四 25 自紀州上 御房御上落	〇
	〇 十一月三日興然示寂、歲		〇

元久元年 一一〇四	⑪ 元久之比紀州、傳了、即時記定真	四 25 自紀州上 大御房 御物語	〇
承元四年 一一一〇	⑫ 三月廿日於佐生書之、定真之	三 31 儀軌	〇
建曆三年 一一一三	⑬ 十月十九日於梅尾御堂、終疏經、給工、御梅尾御物語		〇
建保四年 一一一六	⑭ 卯月廿四日及辛許於梅尾奉對明、	四 6 道場觀事	〇
	⑮ 卯月廿四日於梅尾對明、奉傳受了、定真記之	四 34 1 州 4 真閑奉	〇
建保五年 一一一七	⑯ 二月十日以勸修寺理明房阿闍梨御房書之	四 309 仁王經法	〇
	⑰ 三月二日書寫了、定真	工 120 肝要抄 1 2 了	〇
	⑱ 三月八日理明房阿闍梨御房書了、定真	四 41 地藏法	〇
	⑲ 六月九日於紀州在由野崎山奉傳畢、定真	四 318 相應經通事	〇
	⑳ 八月廿日以理明房阿闍梨御房書之、定真	四 229 列 2 山 常法	〇
	㉑ 九月十日理明房阿闍梨御房書之、定真	四 317 4 地藏法	〇
	㉒ 九月廿日理明房阿闍梨御房書之、定真	二 84 5 子 新舊 日記	〇
	㉓ 十月二日於西房書之定真本、求法門定真	四 6 5 愛水作法	〇
	㉔ 十月六日於西房書之定真本、求法門定真	四 8 〇 〇 如法愛染王 法不奪等	〇
	㉕ 十月七日理明房阿闍梨御房書之、定真	四 20 北斗法圖	〇
	㉖ 十月八日理明房阿闍梨御房書之、定真	二 304 北斗法息災	〇
	㉗ 十月十日理明房阿闍梨御房書之、定真	二 307 鎮壇私次第	〇
	㉘ 十月十日、借請法西阿闍梨、	四 3 觀音供 禮略	〇
	㉙ 十月十日、借請法西阿闍梨、	四 97 7 諾尊印契	〇





(注1) 小林芳規「高山寺經藏の鎌倉時代の典籍について」

(高山寺典籍文書の研究) 東京大學出版會、

昭和五十五年十二月刊予定)

(注2) 高山寺典籍文書綜合調査團編「高山寺經藏典籍

文書目錄第一」(東京大學出版會、昭和四十八年三

月)、同編「同第二」(同、昭和五十年三月)、

同編「同第三」(同、昭和五十四年二月)、同編

「同第四」(同、昭和五十六年二月予定)

(注3) 注1文獻

(注4) 高山寺典籍文書綜合調査團編「明恵上人資料

第二」(高山寺資料叢書第七冊)、東京大學出

版會、昭和五十三年三月) 所収

(注5) 注4文獻所収

(注6) 輿田勲「明恵 遍歴と夢」(東京大學出版會、

昭和五十三年十一月) 一八三頁

(注7) 小林芳規「中世片假名文の國語史的研究」(廣島

大學文學部紀要(單刊)、昭和四十六年三月)

(注8) 高山寺典籍文書綜合調査團編「明恵上人資料第

一」(高山寺資料叢書第一冊)、東京大學出版會、

昭和四十六年三月)に全文翻刻がある。

(注9) 納富常天「解脱門義聽集記解題」(金澤文庫

紀要4、昭和四十二年三月)

(注10) 注8文獻

(注11) 注7文獻

(注12) 注7文獻

(附記) 本稿の資料調査については、高山寺の

故小川義章祝下、葉上照澄祝下、並びに

小川良夫人、松本千恵子夫人、及び代表の

築島裕博士を始とする高山寺典籍文書

綜合調査團と其の關係の方々の御高配と

御世話に預った。茲に厚く御禮を申上げる

次第である。